

2025年・市町村国保調査結果の概要

2025年11月15日

神奈川県社会保障推進協議会

医療保険改善委員会

調査対象>神奈川県内全33市町村

調査期間>2025年9月から10月

2025年の市町村国保調査は、神奈川県内33市町村全てから回答をいただきました。市町村の国保担当のみなさまには、日常業務にお忙しい中ご協力いただき、心よりの感謝を申し上げます。

2018年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、2024年度から6年間の「神奈川県第三期国民健康保険運営方針」として改定されました。昨年度は、医療費水準を1から0.6の算出に変更され、県下27市町村の国保保険料(税)は引き上げとなりました。今年度は、引き下げ(一部引き下げを含む)が8市町村、据え置きが13市町でした。運営方針では、医療費水準を令和9年度から0にするとしており、市町村国保の保険料(税)算定に大きな影響が出ます。来年度から「子ども子育て支援金」がはじまるところから、保険料(税)引き上げへの圧力となっています。

今回の調査は、第三期国保運営方針による影響を見据え、市町村国保の状況を全面的に捉えるとともに、マイナ保険証の一元化による状況を把握する調査としました。7月には、「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」が郵送されました。短期証・資格証がなくなり、特別療養費の支給制度となることから、その扱いについても調査させていただきました。

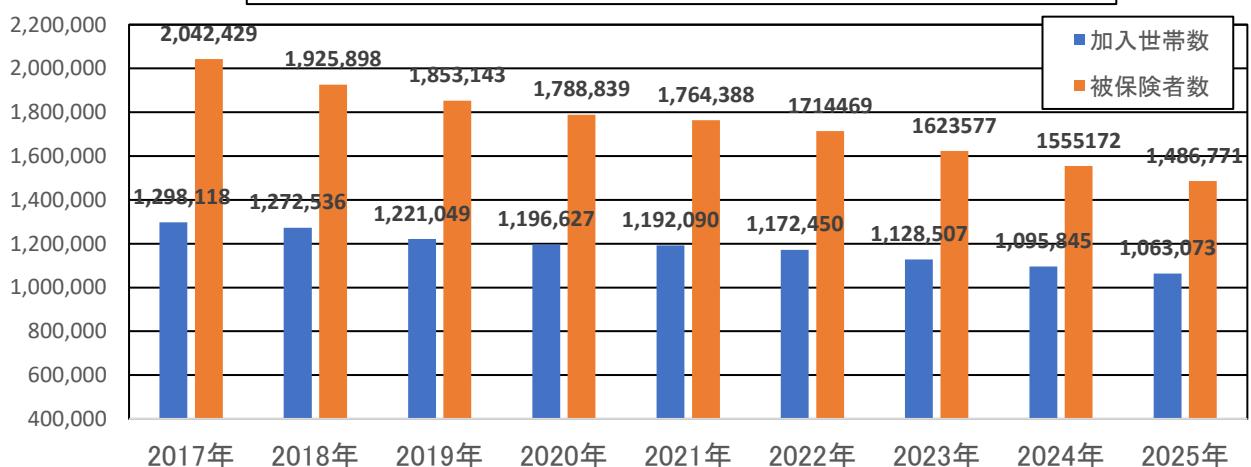
市町村国保がどう変化しているのかを共有化し、市町村と連携した運動を旺盛にすすめたいと考えています。地域からの運動に、市町村国保調査を活用していただくことを願っています。

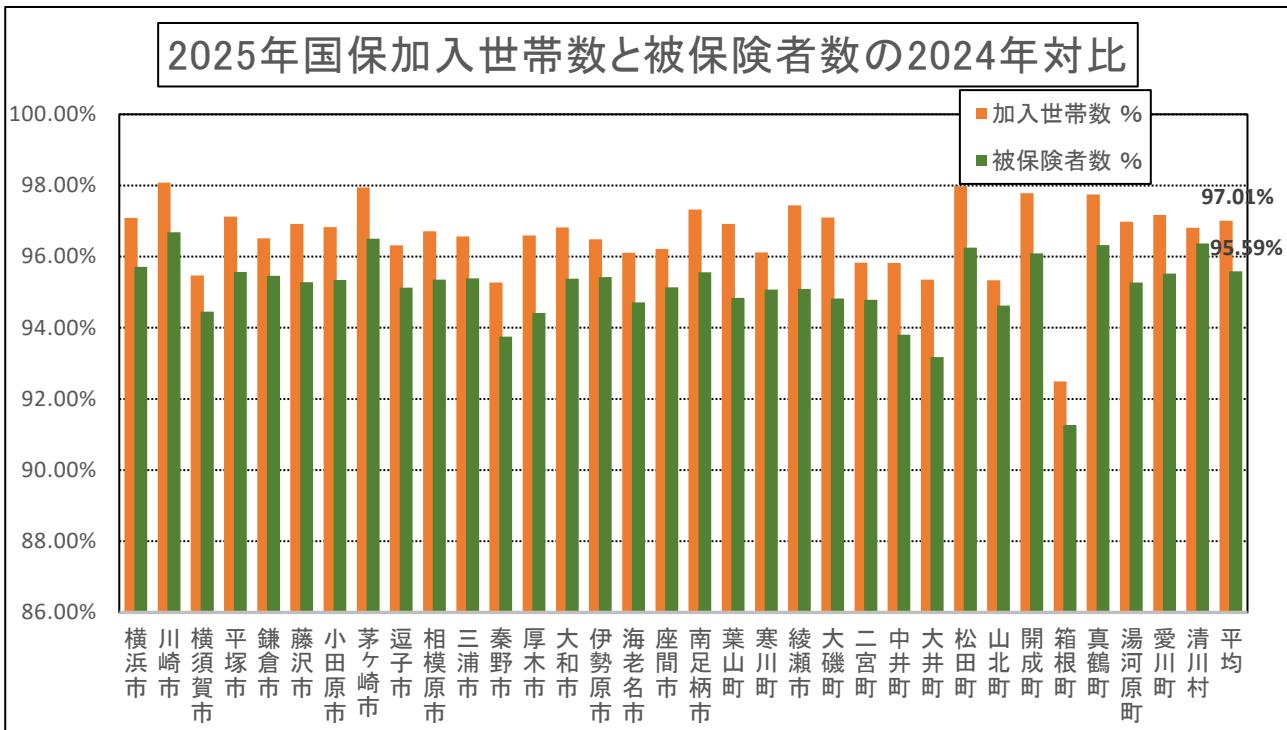
1. 国保加入状況および短期証・資格証の交付状況について (1~5P)

(1) 国保の被保険者の減少が著しい

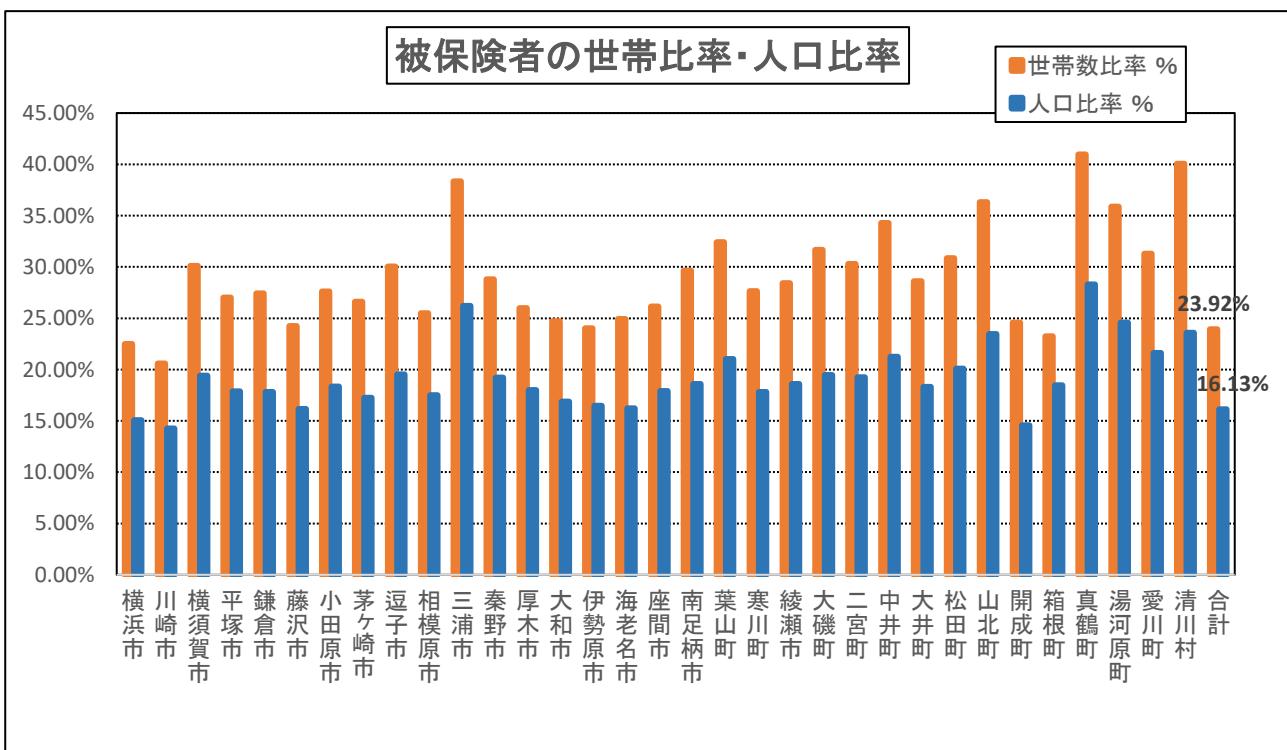
神奈川県の全33市町村の国保の加入者は、全県で1,063,073世帯(昨年比▲32,740世帯)、被保険者数は1,486,741人(昨年比▲68,613人)。世帯で▲2.99%、被保険者数で▲4.41%と、大きく減少しています。その要因として、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者医療制度に移行していること、若年の非正規雇用の方が被用者保険に移行していることがあげられます。本調査を開始した2017年度との比較では、世帯数で18.11%、被保険者数で27.21%も減少しています。

神奈川県の国保加入世帯数と被保険者数の暦年推移



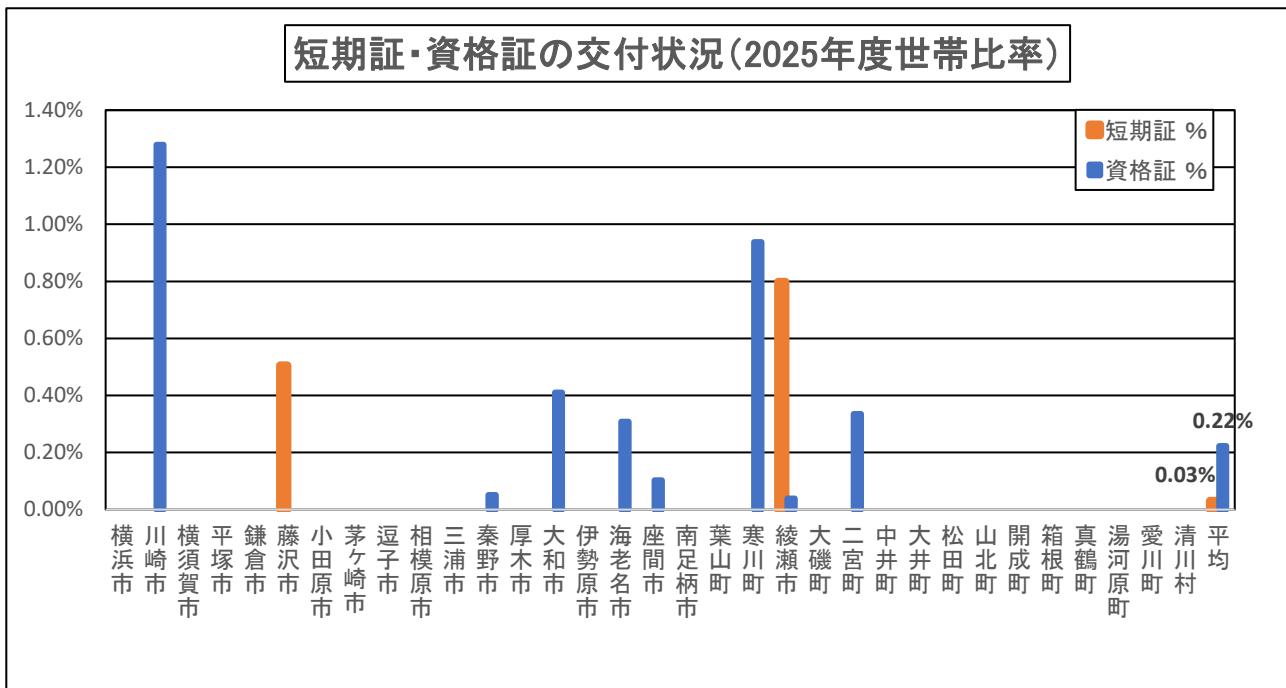


市町村の世帯数に対する被保険者の比率は平均 23.92%（昨年 24.93%）で、最低が川崎市の 20.60%、最高が真鶴町 40.96%です。市町村の人口に対する被保険者数比率は平均 16.13%（昨年 16.86%）で、最低が川崎市の 14.25%、最高が真鶴町 28.30%です。



(2) 特別療養費の支給への切代わりにより、「短期証」と「資格証」が激減

マイナ保険証の一元化に伴って、短期証と資格証の発行はなくなり、特別療養費の扱いに切り換わります。すでに多くの市町村で、短期証と資格証の発行はなくなりました。2025年4月1日（もしくはその前後）現在の発行状況を調査しましたが、短期証の発行は、藤沢市、綾瀬市、資格証は川崎市、秦野市、大和市、海老名市、座間市、寒川町、綾瀬市、二宮町と大きく減少しました。



(3) 特別療養費の支給制度を「実施する」14市町、「実施しない」9市町村

マイナ保険証の一元化に伴う、特別療養費の支給に関して調査し、「実施する」が14市町、「実施しない」が9市町村、「判断していない（回答なし含む）」が10市町でした。特別療養費の支給とは、1年以上の保険料（税）の滞納があり、再三の勧告・勧奨にも答えない被保険者に、受診した際の窓口負担を10割とするもので、滞納整理がされるなどにより、7割負担分を支給する制度です。

「実施する」としている自治体でも「滞納発生を把握したら、納付勧奨（電話、訪問等）を実施。滞納の解消ができないようなら、弁明の機会を付与し、事前通知及び資格確認書の返還通知を送付後、特別療養費の支給の取扱いを開始する（二宮町）」としています。

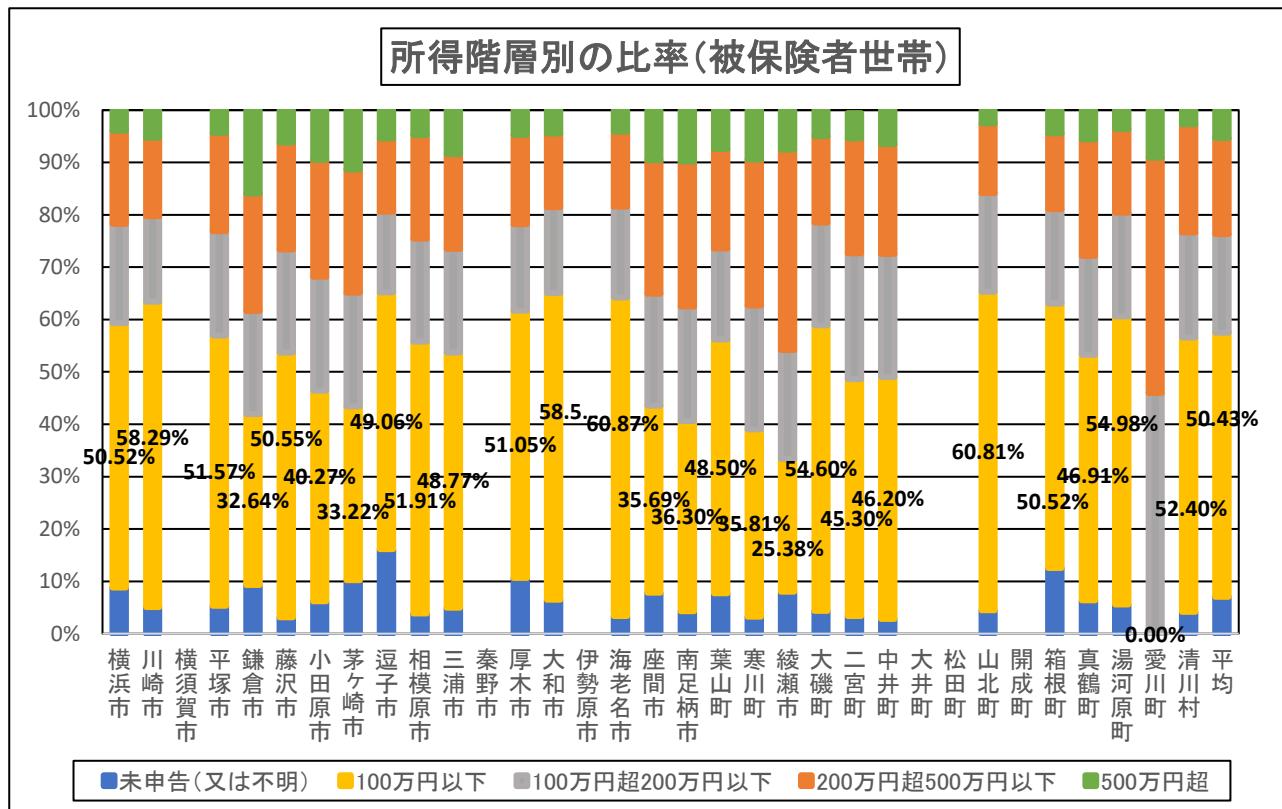
| マイナ保険証一元化に伴う特別療養費の支給について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| ①実施する | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| ②実施しない | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| ③判断していない | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 自治体名 | 横浜市 | 川崎市 | 横須賀市 | 平塚市 | 鎌倉市 | 藤沢市 | 小田原市 | 茅ヶ崎市 | 逗子市 | 相模原市 | 三浦市 | 秦野市 | 厚木市 | 大和市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 座間市 | 南足柄市 | 葉山町 | 寒川町 | 綾瀬市 | 大磯町 | 二宮町 | 中井町 | 大井町 | 松田町 | 山北町 | 開成町 | 箱根町 | 真鶴町 | 湯河原町 | 愛川町 | 清川村 |

2. 所得階層別・世帯別・年齢階層別の加入状況 (6~13P)

(1) 国保の加入世帯所得 100万円以下が 50.43%

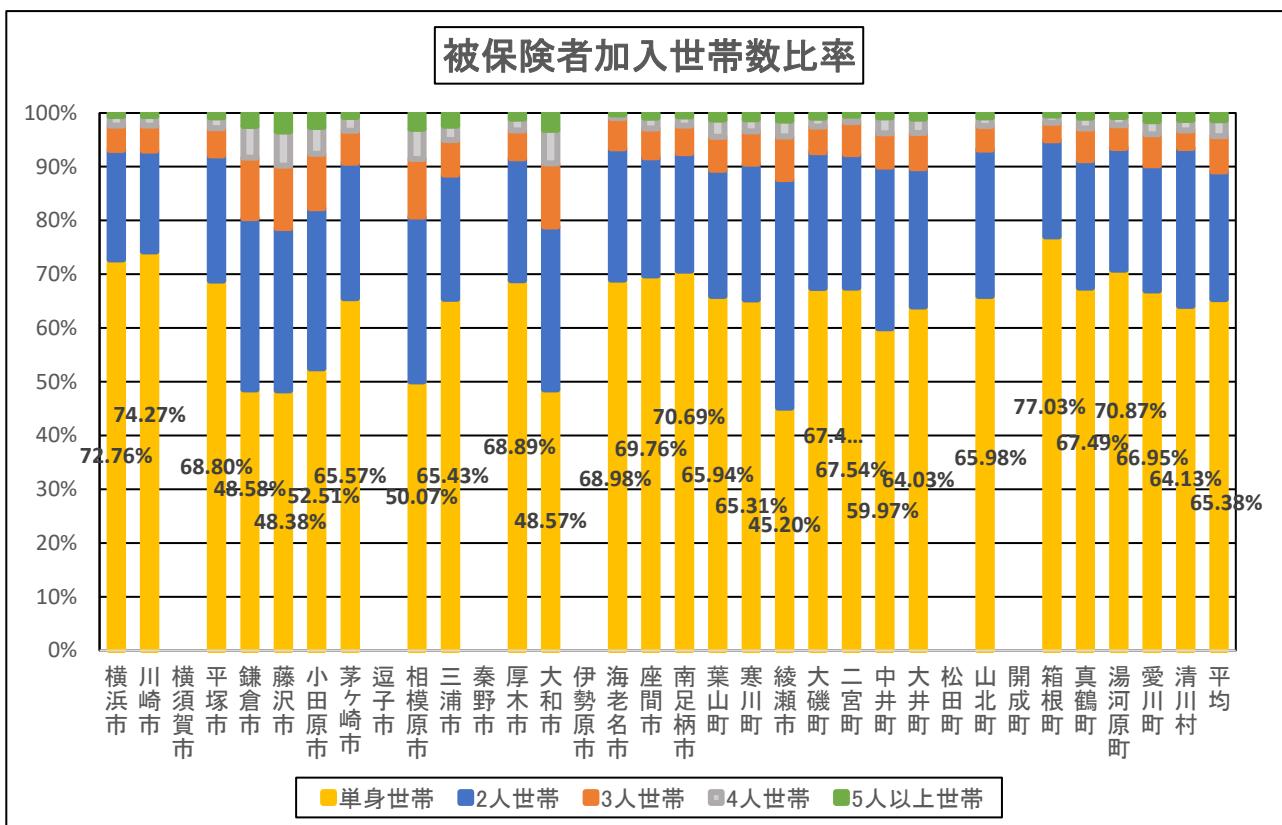
加入世帯所得の単純平均で、100万円以下 50.43% と 5割を超え(昨年は 51.71%)、200万円以下では 69.25% (昨年は 70.81%) を占めました。100万円以下で 5割を超える自治体は、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、大磯町、山北町、箱根町、湯河原町、清川村の 13 市町。200万円以下で 7割を超える自治体は、川崎市、平塚市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、大磯町、山北町、湯河原町、清川村の 10 市町村です。

未申告(又は不明)の比率が高い自治体もあることから、低所得者の比率はもっと高いと思われ、市町村国保は、低所得者を対象としている制度であることが明白です。



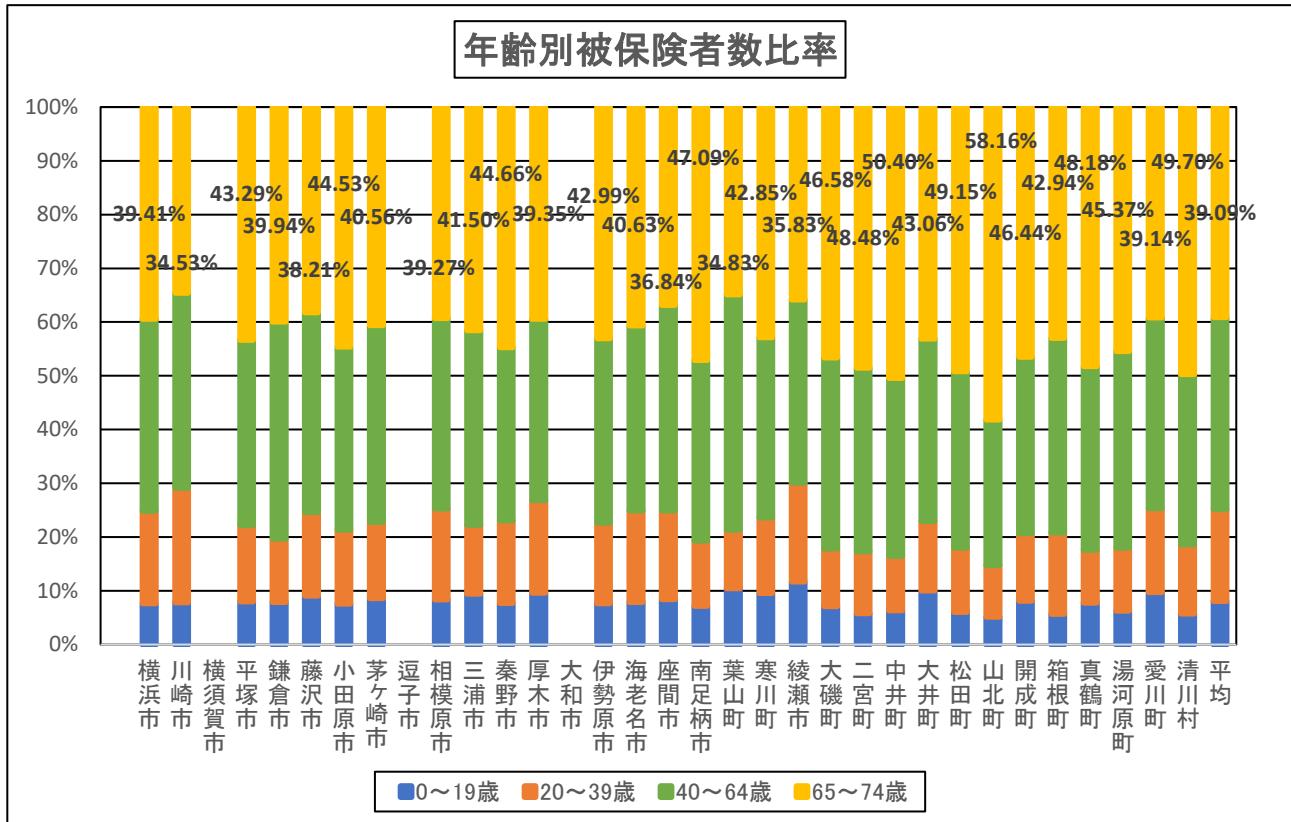
(2) 世帯ごとの加入者数、単身世帯が 65.38%

国保の加入世帯区分では、県内平均で単身者が 65.38%（昨年 63.59%）を占め、2 人世帯が 23.74%（昨年 24.71%）と、単身者と 2 人世帯で 89.12%（昨年 88.30%）を占めます。単身世帯が 65%を超えている自治体は、横浜市、川崎市、平塚市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町の 19 市町。箱根町が単身世帯 77.03%（昨年 77.42%）ともっとも高く、綾瀬市が 45.20%ともっとも低いです。



(3) 年齢別の加入者数、65歳以上が39.09%

65歳以上が39.09%（昨年40.32%）と微減していますが、60歳以上では48.54%とほぼ半数を占めています。70歳以上は23.56%（昨年24.69%）に及び、多くの方が今後、後期高齢者医療制度に移行します。65歳以上の比率が40%を超えており、自治体は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村と19市町村に及び、もっとも比率が高いのは山北町で58.16%。最も低いのは川崎市で34.53%。



3. 2025年度保険料（税）関係（14～22P）

(1) 徴収方式

保険料として徴収しているのは14自治体、保険税として徴収しているのは19自治体。

| | |
|-------|---|
| 保険料方式 | 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、寒川町、開成町、箱根町、湯河原町、清川村 |
| 保険税方式 | 平塚市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町 |

(2) 保険料（税）賦課方式

賦課方式は、2方式（所得割・均等割）が2自治体、3方式（所得割・均等割・平等割）が30自治体、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）が1自治体（山北町）。山北町は、3方式への変更を検討しています。

| | |
|-----|--|
| 2方式 | 横浜市、川崎市 |
| 3方式 | 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、愛川町、清川村 |
| 4方式 | 山北町 |

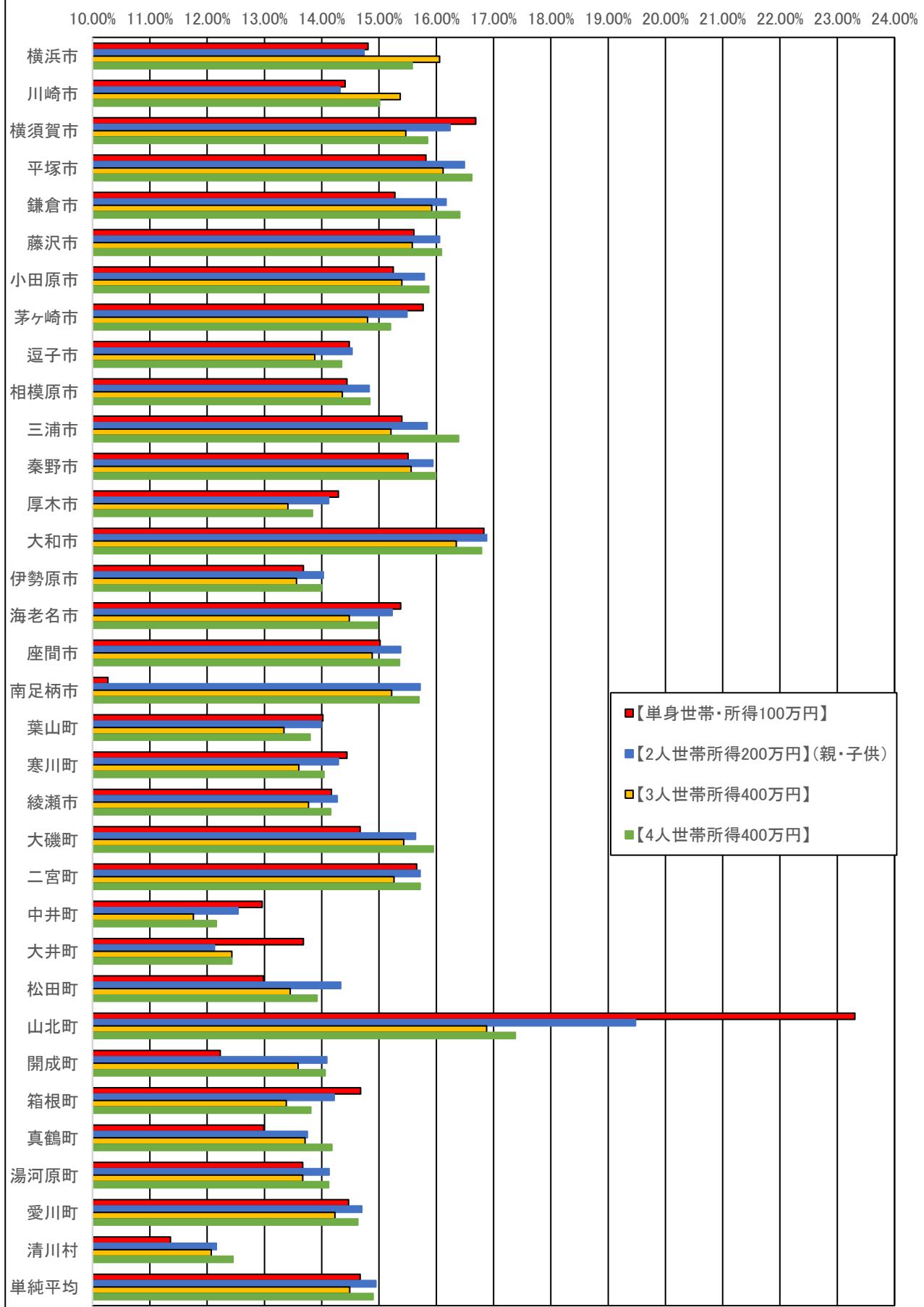
(3) 2025年度保険料(税)率・額、減額12市町村・据え置き12市町

は前年より引き下げ

は前年と同率・額

| 2025年 | 医療分 | | | | 後期高齢者医療支援分 | | | | 介護分 | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|------------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 横浜市 | 8.49% | | 40,060 | | 2.66% | | 13,110 | | 2.81% | | 15,340 | |
| 川崎市 | 7.86% | | 41,115 | | 2.70% | | 14,798 | | 2.33% | | 14,759 | |
| 横須賀市 | 7.26% | | 22,030 | 33,200 | 2.79% | | 8,450 | 12,740 | 2.70% | | 8,400 | 9,420 |
| 平塚市 | 7.29% | | 28,530 | 18,500 | 2.99% | | 11,440 | 7,420 | 2.88% | | 11,690 | 5,770 |
| 鎌倉市 | 6.97% | | 26,730 | 16,080 | 3.20% | | 12,330 | 6,120 | 2.99% | | 11,190 | 5,310 |
| 藤沢市 | 6.94% | | 28,560 | 18,480 | 2.97% | | 11,880 | 7,680 | 2.55% | | 12,480 | 6,000 |
| 小田原市 | 7.04% | | 26,417 | 18,805 | 2.88% | | 10,816 | 7,699 | 2.69% | | 10,822 | 6,167 |
| 茅ヶ崎市 | 6.66% | | 22,432 | 27,755 | 2.77% | | 9,231 | 11,421 | 2.62% | | 9,485 | 8,789 |
| 逗子市 | 6.08% | | 27,200 | 20,600 | 2.38% | | 10,600 | 8,000 | 2.33% | | 10,900 | 6,200 |
| 相模原市 | 6.40% | | 27,000 | 17,000 | 2.70% | | 11,000 | 7,000 | 2.32% | | 11,500 | 6,000 |
| 三浦市 | 6.53% | | 29,600 | 20,700 | 2.79% | | 17,400 | | 2.25% | | 13,400 | 7,000 |
| 秦野市 | 7.24% | | 25,100 | 22,500 | 2.84% | | 9,200 | 8,100 | 2.85% | | 10,600 | 6,100 |
| 厚木市 | 6.24% | | 25,744 | 23,575 | 2.11% | | 8,887 | 8,138 | 2.12% | | 10,123 | 6,899 |
| 大和市 | 7.80% | | 24,600 | 25,200 | 2.95% | | 10,200 | 10,200 | 2.70% | | 12,600 | 9,000 |
| 伊勢原市 | 6.37% | | 25,900 | 18,200 | 2.33% | | 9,600 | 6,600 | 2.12% | | 9,800 | 5,200 |
| 海老名市 | 6.06% | | 28,000 | 21,500 | 2.60% | | 12,000 | 9,400 | 2.42% | | 12,800 | 7,100 |
| 座間市 | 6.80% | | 27,800 | 19,100 | 2.70% | | 10,500 | 7,400 | 2.40% | | 11,500 | 6,300 |
| 南足柄市 | 7.08% | | 28,000 | 20,300 | 2.67% | | 10,570 | 7,670 | 2.47% | | 11,200 | 6,400 |
| 葉山町 | 5.78% | | 25,300 | 20,000 | 2.55% | | 10,900 | 8,300 | 2.02% | | 10,700 | 6,000 |
| 寒川町 | 5.80% | | 24,400 | 21,000 | 2.60% | | 11,000 | 9,800 | 2.20% | | 10,800 | 7,000 |
| 綾瀬市 | 6.40% | | 22,200 | 20,400 | 2.60% | | 8,400 | 8,400 | 2.30% | | 9,000 | 9,000 |
| 大磯町 | 6.80% | | 26,500 | 21,000 | 3.10% | | 14,500 | | 2.60% | | 13,600 | |
| 二宮町 | 6.93% | | 25,600 | 26,200 | 2.65% | | 10,900 | 7,800 | 2.55% | | 17,000 | |
| 中井町 | 5.82% | | 25,000 | 25,000 | 1.39% | | 6,600 | 6,000 | 1.74% | | 9,100 | 7,000 |
| 大井町 | 5.82% | | 24,000 | 19,500 | 2.69% | | 9,500 | 8,000 | 2.07% | | 9,500 | 6,000 |
| 松田町 | 5.65% | | 27,500 | 26,800 | 2.50% | | 10,000 | 6,870 | 1.99% | | 11,000 | 7,800 |
| 山北町 | 6.50% | 10.30% | 28,000 | 41,000 | 2.65% | 1.55% | 12,000 | 8,500 | 2.50% | 1.70% | 12,500 | 7,800 |
| 開成町 | 6.28% | | 27,200 | 16,800 | 2.40% | | 10,200 | 6,800 | 1.99% | | 11,000 | 4,900 |
| 箱根町 | 6.76% | | 26,730 | 28,150 | 1.80% | | 7,110 | 7,490 | 1.82% | | 9,520 | 8,610 |
| 真鶴町 | 6.12% | | 29,180 | 24,110 | 1.77% | | 8,710 | 7,180 | 2.52% | | 12,640 | 6,360 |
| 湯河原町 | 6.70% | | 25,500 | 17,900 | 2.60% | | 10,300 | 7,000 | 1.70% | | 8,600 | 4,700 |
| 愛川町 | 6.86% | | 23,500 | 21,600 | 2.62% | | 9,100 | 7,900 | 2.18% | | 9,300 | 6,900 |
| 清川村 | 5.42% | | 22,930 | 10,210 | 1.59% | | 6,840 | 3,060 | 2.98% | | 10,160 | 3,410 |
| 単純平均 | 6.63% | 10.30% | 26,920 | 21,973 | 2.56% | 1.55% | 10,548 | 7,886 | 2.39% | 1.70% | 11,303 | 6,660 |

世帯別・所得別の保険料(税)負担率

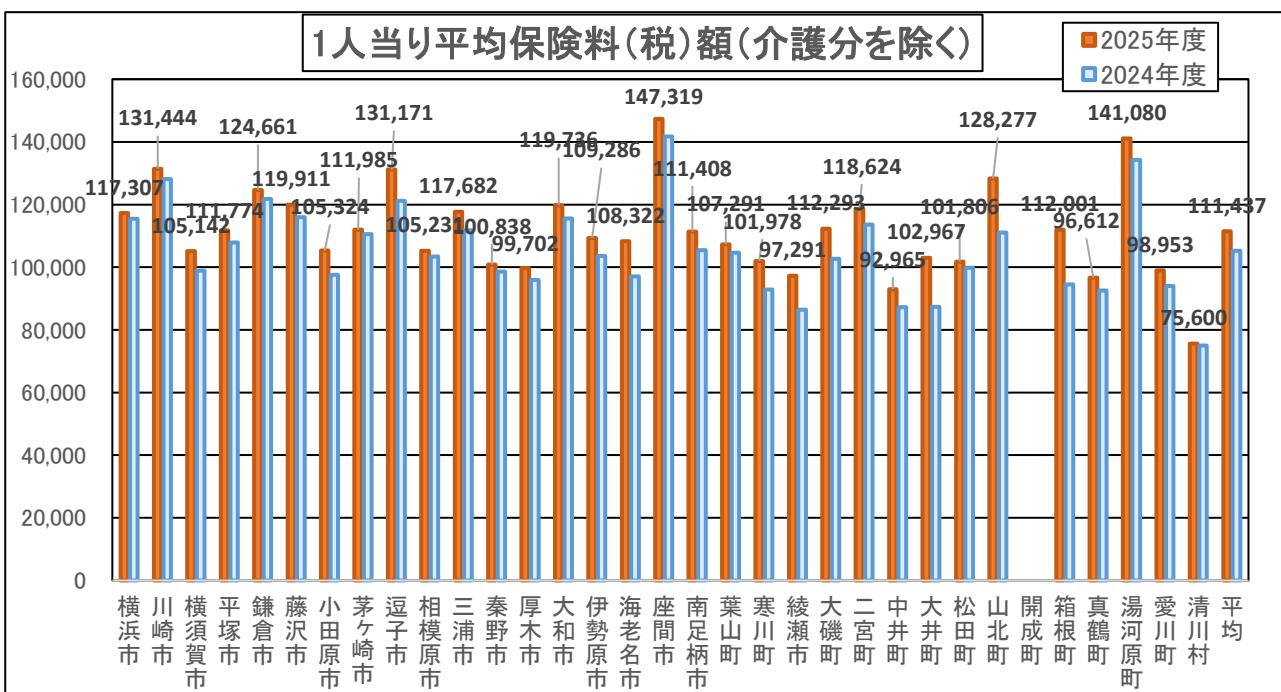


2025年度保険料（税）額は、市町村から提出された世帯所得区分別保険料（税）額の所得別負担率を算出しました。モデルケースでは、資産割（固定資産税にかかる保険料・税）の固定資産税額を5万円で設定したため、唯一資産割をしている山北町が高く保険料（税）額がでています。

2025年度の市町村国保の保険料（税）は、横浜市、川崎市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、南足柄市、寒川町、二宮町、山北町、愛川町、清川村の12市町村で減額（一部減額を含む）（昨年6市町）、12市町で据え置き（昨年6市町）となりました。所得に対する保険料（税）の比率は、13～16%となっており、国の負担比率の引き上げてもらえる保険料（税）をという運動の強化が求められています。

（4）1人当たり平均保険料（税）額は上昇

2025年度の1人当たり年間平均保険料（税）額のうち、介護分を除いた額の平均は111,437円で、前年度の105,200円から6,237円増額しています。保険料（税）率の据え置き、引き下げする自治体が多くなったにもかかわらず、1人当たり保険料が上昇しました。その理由として各自治体では、被保険者数が減少したが平均所得が上がっているためと説明しています。保険料（税）額10万円未満は、厚木市、綾瀬市、中井町、真鶴町、愛川町、清川村の6市町村と昨年の14市町村から減少しました。介護分を含めた額の平均は131,283円で、前年度の123,261円から7,779円増額となっています。11万円未満が厚木市、綾瀬市、中井町、真鶴町、愛川町、清川村の6市町村（昨年は10市町村）。



（5）保険料（税）の応能（所得割）と応能（均等割・平等割）比率は、県内単純平均55：45

保険料（税）の応能（所得割）と応能（均等割・平等割）比率は、真鶴町を除いて応能比率を高く設定しています。

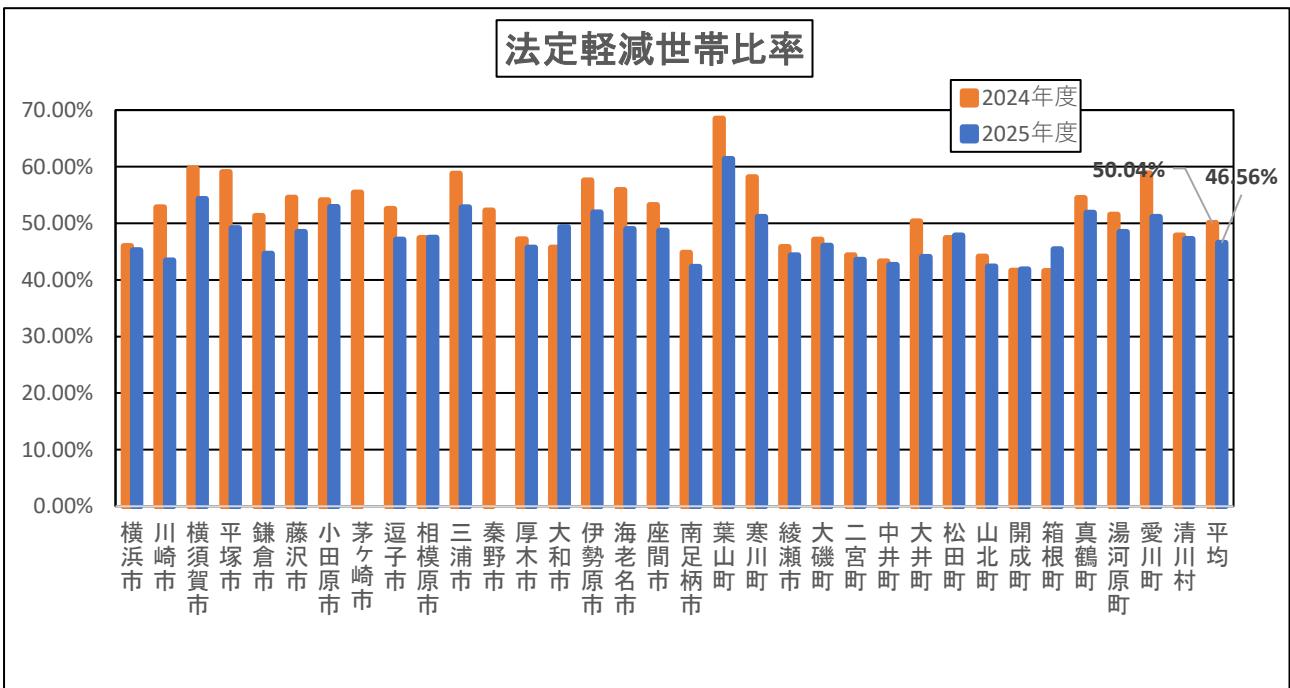
| 自治体名 | 応能比率 (%) | 応益比率 (%) | 自治体名 | 応能比率 (%) | 応益比率 (%) | 自治体名 | 応能比率 (%) | 応益比率 (%) |
|------|----------|----------|------|----------|----------|------|----------|----------|
| 横浜市 | 60 | 40 | 秦野市 | 52.16 | 47.84 | 二宮町 | 53 | 37 |
| 川崎市 | 60 | 40 | 厚木市 | 52 | 48 | 中井町 | 50 | 50 |
| 横須賀市 | 50 | 50 | 大和市 | 63 | 37 | 大井町 | 57 | 43 |
| 平塚市 | 55 | 45 | 伊勢原市 | 56 | 44 | 松田町 | 50 | 50 |
| 鎌倉市 | 60 | 40 | 海老名市 | 63.5 | 36.5 | 山北町 | 50.6 | 49.4 |
| 藤沢市 | 56 | 44 | 座間市 | 54.36 | 45.64 | 開成町 | 55 | 45 |
| 小田原市 | 55 | 45 | 南足柄市 | | | 箱根町 | 55 | 45 |
| 茅ヶ崎市 | 55 | 45 | 葉山町 | 55 | 45 | 真鶴町 | 47 | 53 |
| 逗子市 | 55 | 45 | 寒川町 | 50 | 50 | 湯河原町 | 55 | 45 |
| 相模原市 | 54 | 46 | 綾瀬市 | 算出していない | | 愛川町 | 55.4 | 44.6 |
| 三浦市 | 55 | 45 | 大磯町 | 54 | 46 | 清川村 | 55 | 45 |

4. 保険料（税）減免実績について (23~27P)

(1) 世帯の約半分、46.54%が「法定軽減」を受けている

所得の低い被保険者に対して、法律により保険料（税）を軽減する「法定軽減」を受けている世帯比率は、県内平均で46.56%です。2024年度は50.04%でしたので、若干減少していますが、それでも被保険者の約半数にのぼります。2024年度の法定軽減は全県で548,345件、総額234億4千万円の軽減が実施されました。

「法定軽減」とは、所得水準によって、保険料（税）を7割、5割、2割の3段階で軽減する仕組みです。



(2) 市町村ごとの条例減免が実施されているが、新たな制度設立はなくなっている

2024年度の条例減免実績については、横浜市が子ども世帯減免（所得割の減額に反映）を行っており、申請件数9,066件、減免総額3億1486万円と突出しています。川崎市も同様の減免制度があり、申請件数2,317件、減免総額7,812万円です。条例減免実績の世帯比率では、大井町が10.54%と突出しています。清川村(3.19%)、南足柄市(2.26%)、横浜市(2.13%)の順です。

2022年度から法律改正により、子どもの均等割は未就学児まで半額となりました。2019年度から中井町が均等割を第3子から全額減免、2020年度から大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも18歳以下まで）、2021年度から箱根町が均等割の第3子から全額減免、2022年度から相模原市が18歳まで、真鶴町が中学校卒までの子供の均等割半額減免、愛川町は2023年度から小学校三年生まで均等割半額減免をスタートしました。横浜市と川崎市が、子どもの人数に応じて所得割の減免を実施。藤沢市は住民税非課税の方に所得額を30%減額して保険料算出しています。横須賀市も住民税非課税の方に所得割減免をしています。

このように市町村ごとの減免措置の拡大がすすめられ、市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力がはかられていますが、保険料水準の統一化に向けた影響から、新たに独自の市町村減免制度をつくる動きはなくなっています。

5. 一部負担金関係 (28~30P)

一部負担金減免制度の利用実績は、毎年100件にも満たず減少しています。各市町村で、国保だより、国保のしおり、ホームページなどで広報していますが、制度の周知は不十分な実態がうかがえます。

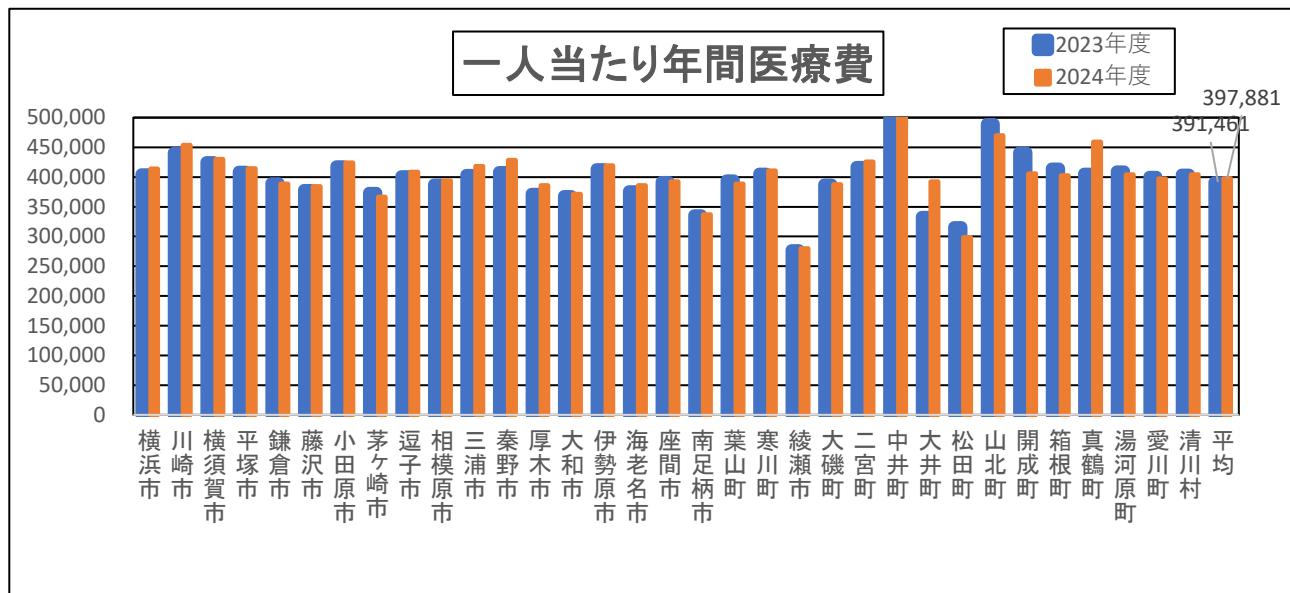
「収入減少世帯および有病世帯の判定方法について」では、基準生活費（生活保護法の保護の基準）に乗じた額を聞いたところ、ほとんどの自治体が115%以上であり、130%以上しているのが、鎌倉市、茅ヶ崎市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、綾瀬市の6市町。

6. 受診動向関係 (31~34P)

(1) 一人当たり医療費は、2023 年度比較して 2024 年度は 3.99%上昇

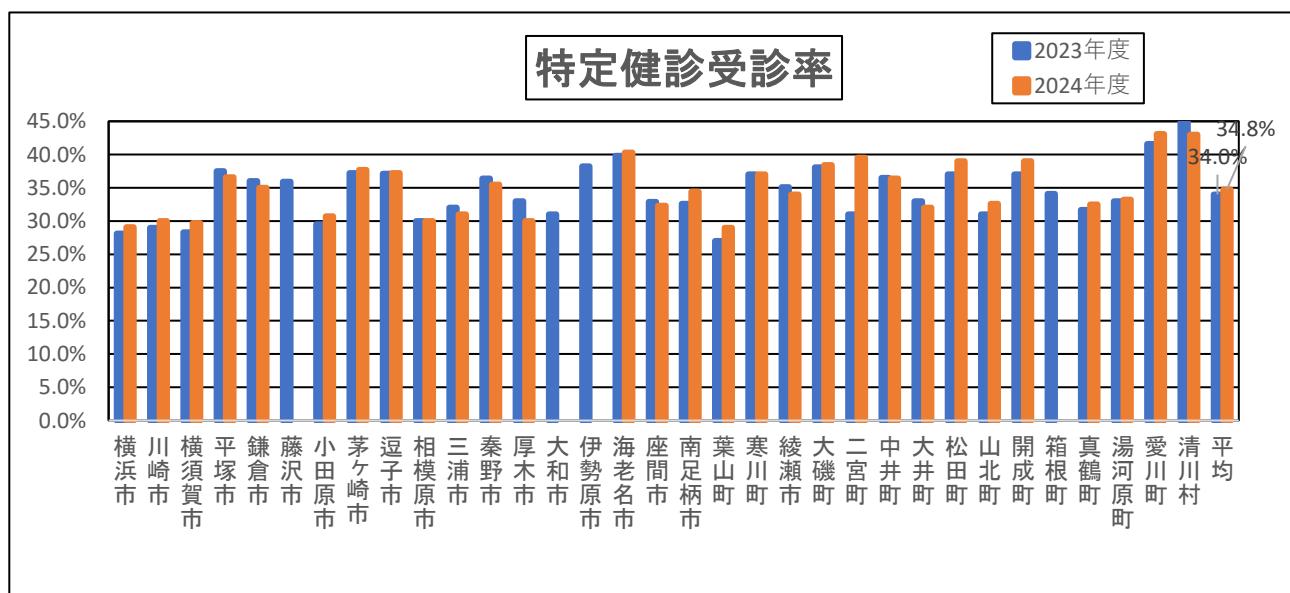
コロナ禍後となり、ばらつきがあるものの医療費、レセプト件数、受診日数は、減少傾向となっています。

医療費総額は減少していますが、国保の被保険者が減少しているため、一人当たり医療費は、2023 年度比較して、2024 年度は 3.99%上昇しています。



(2) 特定健診受診率は、年々上昇している

特定健診受診率は、県内平均で 2022 年度 33.6%、2023 年度 34.0%、2024 年度 34.8%と年々上昇し、補助している市町村も増加しており、市町村の努力の結果が数字として表れています。



| | | 特定健診への補助について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|--------------|------|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| ①補助している | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| ②補助していない | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 自治体名 | 横浜市 | 川崎市 | 横須賀市 | 平塚市 | 鎌倉市 | 藤沢市 | 小田原市 | 茅ヶ崎市 | 逗子市 | 相模原市 | 三浦市 | 秦野市 | 厚木市 | 大和市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 座間市 | 南足柄市 | 葉山町 | 寒川町 | 綾瀬市 | 大磯町 | 二宮町 | 中井町 | 大井町 | 松田町 | 山北町 | 開成町 | 箱根町 | 真鶴町 | 湯河原町 | 愛川町 | 清川村 |

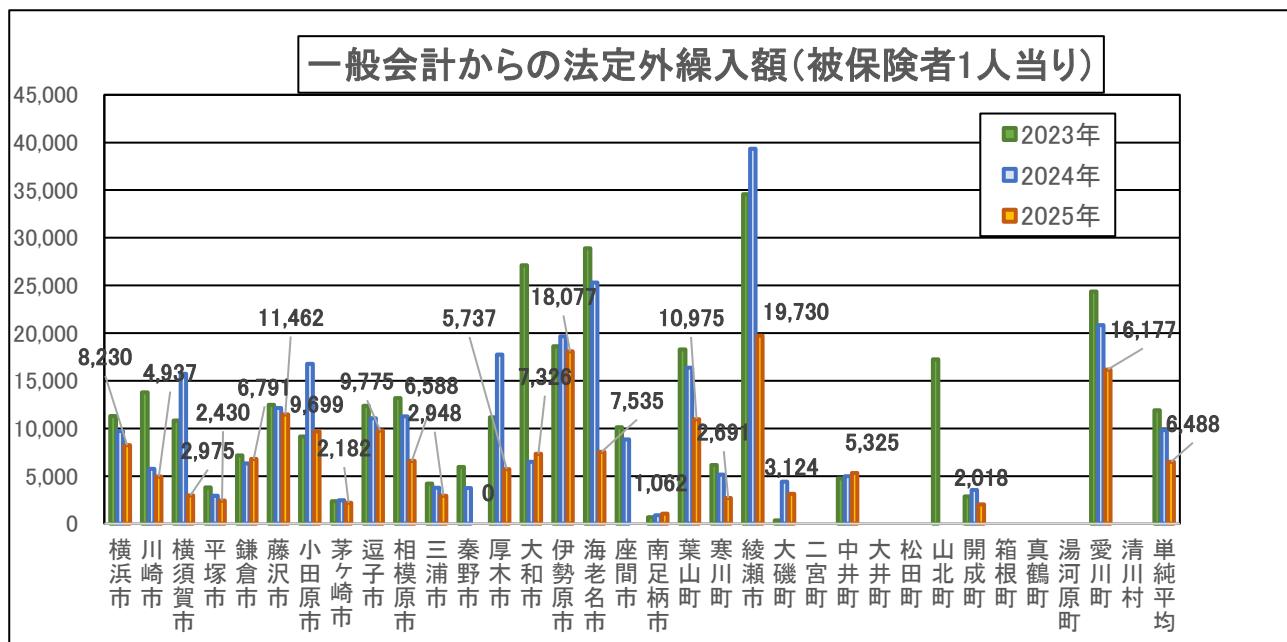
7. 国保財政関係 (34~45P)

(1) 一般会計からの法定外繰入は減少し、基金の活用がはかられている

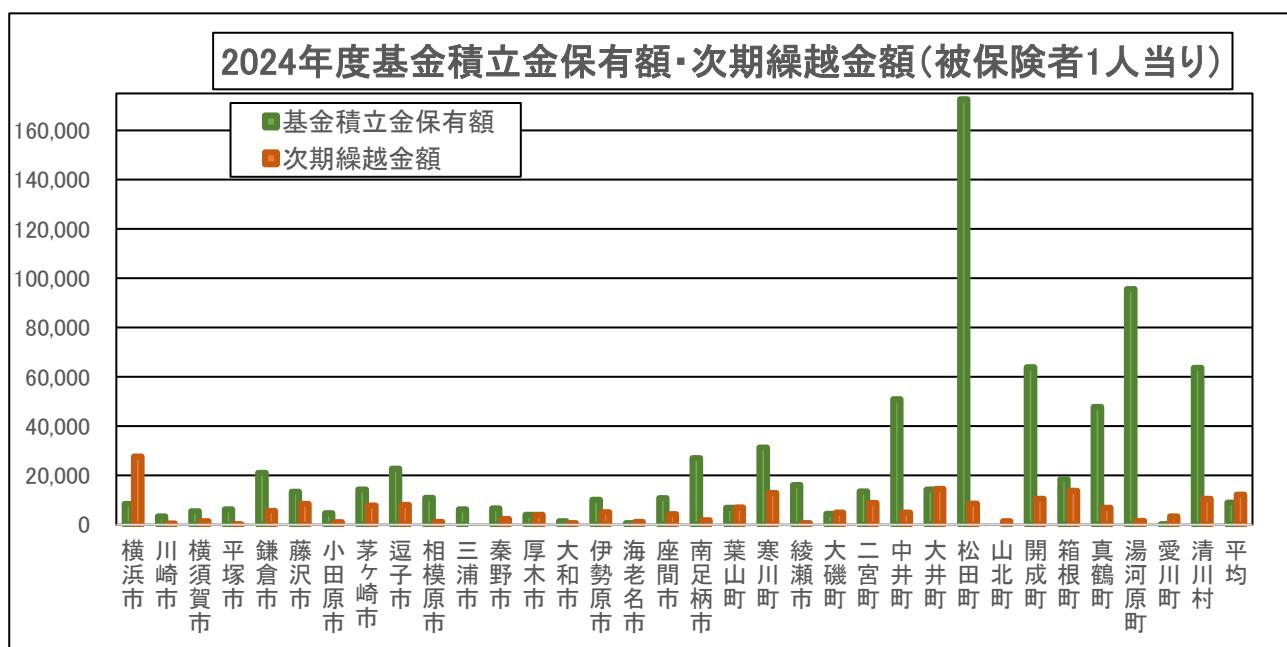
一般会計からの法定外繰入金の2024年度保険者一人当たりの額は、平均で9,819円。2023年度の法定外繰入金の保険者一人当たりの額は、平均で11,908円。2025年度予算での法定外繰入金の保険者一人当たりの額は、平均で6,488円と、年々減少しています。

一般会計からの法定外繰入額については、2024年度、33市町村中25自治体で実施し、特定健診などの保険事業費にあてています。保険料(税)の削減・維持にあてることは、決算補填目的として、国から2026年度までに解消するよう圧力がかけられています。それでも2024年度では、10市町で決算補填目的の法定外繰り入れが実施されています。

法定外繰入の算出基準は、多くの自治体でなんらかの基準を持っています。一方で、「基準はない」という自治体もあり、財政状況に応じての判断としています。

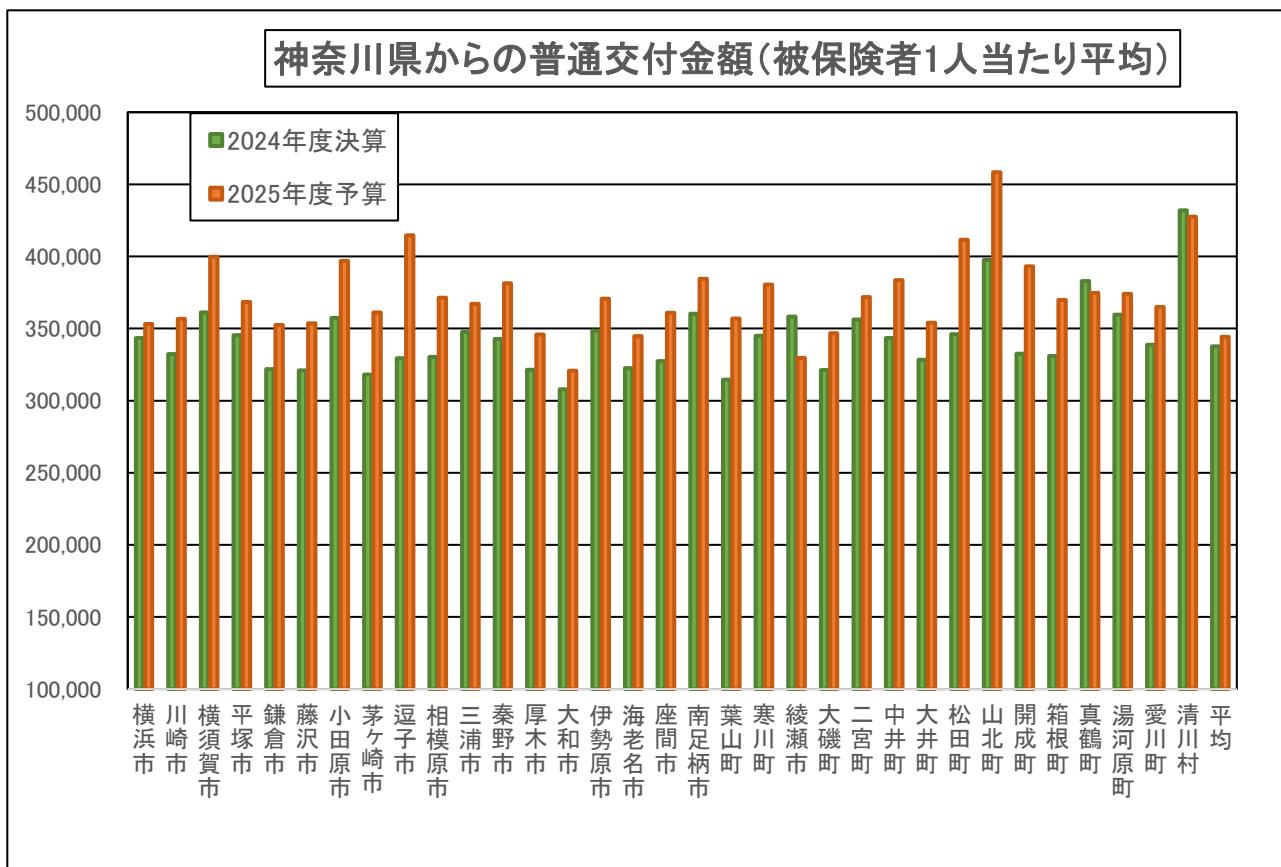


保険料の軽減をはかるために、繰越金、基金を活用した方策も求められています。基金の積み立ては、33市町村全部で実施し、2024年度末の被保険者一人当たりの基金の保有高は8,974円で、2023年度末の8,290円から増加しています。

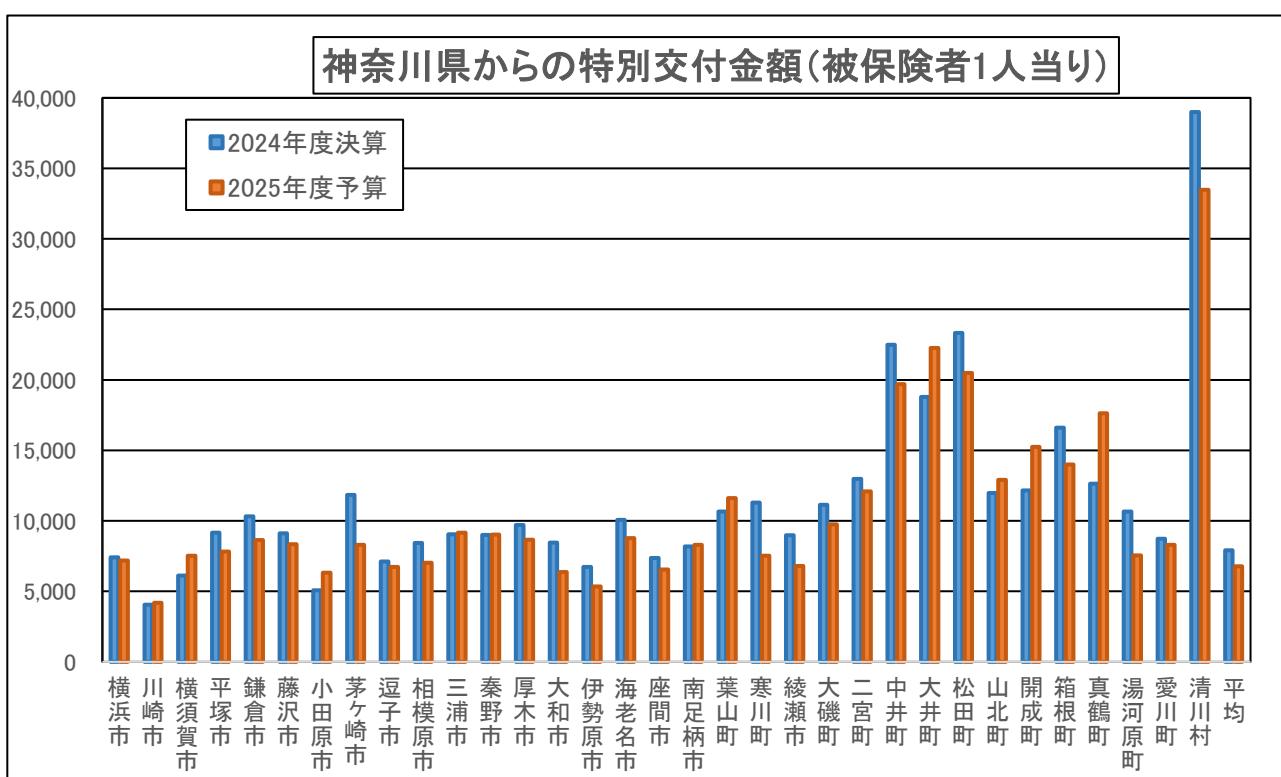


(2) 神奈川県からの市町村への交付金

都道府県単位化にともなって、国庫負担金と神奈川県からの普通交付金、特別交付金が市町村に入ります。神奈川県からの2025年度普通交付金の被保険者一人当たりの平均額は344,230円、最高額は山北町で458,317円、最低額は大和市で320,668円と差があります。



特別交付金の平均額は6,785円と普通交付金と比べて金額は少ないものの、最高額は清川村で33,469円、最低額は川崎市で4,196円と大きな差があります。



8. 保険料（税）滞納額と差押さえ等の状況（47～55P）

（1）滞納額と差押え、執行停止の状況

滞納額と差押え、執行停止の2024年度の状況では、滞納世帯数に対する差押件数の割合が10%以上は、横浜市、川崎市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、座間市、綾瀬市、真鶴町の10市町（2023年度11市町）。差押え金額比率では、横浜市88.85%、大和市57.42%、厚木市40.57%、綾瀬市28.50%、茅ヶ崎市22.90%、相模原市20.80%、座間市20.72%など、滞納対策の強化がすすめられています。一方で、執行停止件数比率では、横浜市24.93%、座間市10.82%、小田原市9.96%、藤沢市9.23%、横須賀市9.11%、大和市8.54%、箱根町8.24%など、救済措置がとられています。

（2）差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳

差押えた資産の取り立て・処分の状況と内訳については、差押え資産の最も大きいのが預貯金で、件数、金額とも約半分を占めています。

（3）滞納・差押えの担当部局および移行ルール

保険料（税）の収納率の向上が全ての自治体で最重要課題となっており、収納対策の強化がはかられています。国保の担当部局から収納部局への移行があるところは、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、綾瀬市、大磯町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町の20市町と、昨年と比べて1自治体増えています。

移行ルールは、現年度分は国保担当部局で過年度分が収納対策部局へ移行、処理困難と認められる事案を移行、税金と国保保険料の滞納がある場合など。

以 上